

随意契約の公表

令和4年4月27日公表

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方 の氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約による こととした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|---|------------------------------------|----------------|----------------------------------|-----------------|---|------------------|
| 電子カルテシステム機能更新 ※カルテ機能、オーダー機能 看護記録機能、クリニカルパス機能 ケアシート、統計機能 等の改修・追加 | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 両備システムズ 岡山市南区豊成2丁目7番16号 | 51,700,000 円 | 契約業者は、現行の電子カルテシステムの構築業者であり、当該業務は契約業者以外が履行することは困難であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため随意契約とする。 | |
| 文書管理システム (MEDI-Papyrus) サーバー 一式 | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 両備システムズ 岡山市南区豊成2丁目7番16号 | 3,300,000 円 | 当該システムは電子カルテシステムと密に連携し稼働するシステムであり、電子カルテシステムの現行ベンダーである契約業者以外が履行することは困難であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため随意契約とする。 | |
| 医療費後払いシステム | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 両備システムズ 岡山市南区豊成2丁目7番16号 | 13,200,000 円 | 電子カルテシステム連携機器である自動支払機への機能追加であることから、電子カルテシステムの現行ベンダーである契約業者以外が履行することは困難であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するので随意契約とする。 | |
| HRジョイント 一式 ※テルモ 電子体温計 C217S テルモ パルスオキシメータA テルモ 電子血圧計 エレマーノ2 非接触ICカードリーダー ポケカンライセンス 各々57式 | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地 | 8,847,817 円 | 院内の左記メーカーの測定機器は、全て契約業者から購入しており、その実績から当該業務に必要な能力及び経験を有し、迅速かつ安全に対応できるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため選定し随意契約とした。 | |
| リブドゥコーポレーション カテ室管理支援システム | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 三笑堂 京都市南区上鳥羽大物町68番地 | 7,084,000 円 | 契約業者は、中央手術室で稼働中のシステムの構築業者であり、このシステムをカテ室に拡張する当該業務は、契約業者以外が履行することは困難であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するので随意契約とする。 | |
| 薬品管理・材料管理システムにかかる 端末更新 | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33 | 3,168,000 円 | 契約業者は、現行の調度課の部門システムである薬品管理システム及び材料管理システムの構築業者であり、調度課内のネットワークにも精通しており、当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全にできる契約業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の規定に定める「性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため随意契約とする。 | |

随意契約の公表

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方 の氏名及び住所 | 随意契約に係る 契 約 金 額 | 随意契約による こととした理由 | その他必要な事項 (備 考) |
|-------------------------------------|------------------------------------|----------------|---|--------------------|--|---------------------|
| 食器洗浄機 フライトコンベアタイプ AWF-3型 (特注品) | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年4月1日 | 株式会社 八木厨房機器製作所 京都市中京区堺町通四条上る八百屋町 540番地1 | 5,610,000 円 | 平成24年C棟開設時に栄養課における厨房機器を契約業者により全面更新しており、また、当該機器は当院の洗浄スペースに合わせた特注品であり、契約業者以外が履行することは困難であることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の規定に定める「性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため随意契約とする。 | |

随意契約の公表

令和4年6月1日公表

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方 の氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約による こととした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|------------------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------------|---|------------------|
| 酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌 装置の移設作業 | 京都第一赤十字病院 調度課 京都市東山区本町15丁目749番地 | 令和4年5月23日 | 株式会社 増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地 | 2,409,000 円 | 契約業者は当該機器の納入業者であり当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全にできる契約業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の規定に定める「性質又は目的が競争を許さない契約」に該当するため随意契約とする。 | |